

あいペックのほん
アイペック/ホン

はじめに

平成 11 年 5 月の改正建築基準法により、指定確認検査機関制度が創設されて以降、今日では確認・検査の大多数が指定確認検査機関で行われております。平成 16 年 9 月に業務を開始した弊社は今年の 9 月で 12 周年を迎え、平成 27 年度においても京都府、京都市の建築確認件数 No.1 の実績を得ることができました。

一方、各特定行政庁は建築基準法施行条例や建築法令実務ハンドブック等を発行することで建築基準法の運用の統一を図られております。しかしながら多くの法令解釈・取扱いを全て把握することは難しく、審査・検査を行う上で常に慎重な判断が求められております。

現在、弊社では使用頻度の高い条例や取扱いを集約した補助資料集を作成し審査・検査が適切に行われるように努めております。

本書「アイベックノホン」にはこの補助資料集の中から京都に関するものを収録するとともに、計画・設計・監理業務をサポートできる資料及び平成 28 年 3 月末に改正された耐火関係の国土交通省告示を収録致しました。また条例関係の余白部分に解説集やハンドブックなどの掲載ページを記載しております。

本書が京都で設計をされます皆さまのお役に立つことを願っております。

指定確認検査機関
株式会社 **I-PEC**

目次

京都府

建築基準法施行条例(抄).....	1
建築基準法施行細則(抄).....	12
京都府高度地区の制限・日影時間の概要.....	26
京都府福祉のまちづくり条例 特定まちづくり施設一覧.....	30

京都市

京都市建築基準条例(抄).....	32
京都市建築基準法施行細則(抄).....	46
京都市告示(建築基準条例関係).....	60
京都市火災予防条例(抄).....	62
京都市都市計画 高度地区.....	72
京都市都市計画 高度地区に関する取扱い.....	77
京都市都市計画 高度地区に関する取扱い・解説版.....	80
京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例.....	83
京都市京北区域内における建築物の制限に関する条例施行規則.....	86
京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例 対象建築物一覧.....	87
京都市都市計画制限のあらまし(抜粋)等.....	88
(中高層条例の対象建築物/自転車駐車場の付置義務対象施設/斜面地等による制限 /京町家できること集)	

宇治市

宇治市建築基準法施行細則(抄).....	90
宇治市高度地区.....	103

国土交通省告示

告示1399号 耐火構造の構造方法を定める件	105
告示1358号 準耐火構造の構造方法を定める件	109
告示1359号 防火構造の構造方法を定める件	115
告示253号 主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の 主要構造部の構造方法を定める件	117

関係資料

建築基準法令の規定の主な改正経緯	122
建築物用途区分コード表	124
土砂災害警戒区域等における建築行為の制限等	127
里道・水路等の空地による緩和	128
建築基準条例・取扱等 運用一覧／(参考)都市計画・認定道路情報	129
確認申請手続きについて	130
検査資料・・・検査時に必要な書類・工事写真一覧表	132
検査資料・・・検査申請書(第四面) 記入例	134
検査資料・・・中間検査対象建築物一覧表	138
評価資料・・・品確法・省エネ法関連制度の概要	140

凡例

京都府・宇治市

府解説 P1 : 建築基準法施行条例（昭和 35 年京都府条例第 13 号）解説集

府 HB 1-1 : (京都府) 建築法令実務ハンドブック

京都市

市解説 P1 : 京都市建築基準条例及び京都市建築基準法施行細則の一部改正に伴う解説書

市 HB 解 1-1 : 京都市建築法令実務ハンドブック（平成 28 年 7 月 1 日） 解釈編

市 HB 質 1-1 : 京都市建築法令実務ハンドブック（平成 28 年 7 月 1 日） 質疑応答編

建築基準法施行条例(抄)

(京都府)

昭和 35 年 7 月 5 日

京都府条例第 13 号

建築基準法施行条例をここに公布する。

建築基準法施行条例

建築基準法施行条例（昭和 26 年京都府条例第 30 号）の全部を改正する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 建築物の敷地及び構造(第 2 条～第 6 条の 2)

第 3 章 特殊建築物

第 1 節 通則(第 7 条～第 10 条)

第 2 節 削除

第 3 節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場(第 13 条～第 18 条)

第 4 節 自動車車庫、自動車修理工場(第 19 条)

第 3 章の 2 日影による中高層の建築物の高さの制限(第 19 条の 2)

第 4 章 雑則(第 20 条～第 24 条)

第 5 章 罰則(第 25 条・第 26 条)

附 則

第 1 章 総 則

(趣旨)

府解説 P2

第 1 条 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 40 条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、法第 43 条第 2 項の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限、法第 56 条の 2 第 1 項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限及び法に基づく申請に係る手数料は、この条例の定めるところによる。

(昭 54 条例 24・平 12 条例 2・一部改正)

第 2 章 建築物の敷地および構造

(かど敷地内の建築制限)

府解説 P3～4

第 2 条 都市計画区域内において、幅員がそれぞれ 6 メートル未満の道路が交わるかど敷地にあつては、敷地のすみ角をはさむ辺の長さ 2 メートルの 2 等辺 3 角形の部分内に、またはその部分に突き出して建築物を建築し、または通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、すみ角が 120 度以上のときは、この限りでない。

(昭 46 条例 14・一部改正)

(路地敷地内の建築制限)

府解説 P5

第 3 条 都市計画区域内において、道路の一端が幅員 1.8 メートル未満の道に接続するときは、その道内に、もしくはその道に突き出して建築物を建築し、または通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。